

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

中国北京外資系独資会社設立パッケージ#BJLLC03 (一般商品の輸出入貿易業務)

本見積書は、外資に 100%所有され、一般商品の輸出入貿易(販売、コミッション代理及び輸出入貿易が含まれる)を主要業務とする有限責任会社を中国北京において設立することに適用されます。

クライアント様が経営しようとする商品には特別な行政審査認可が必要な場合、費用は別途相談となります。

外国会社が中国北京において貿易業務(販売及び輸出入が含まれる)を行う際に、北京市市場监督管理局に申請し、外資系独資会社を設立する必要があります。外資系独資会社は有限責任会社及び株式会社の2種類に分けられます。株式会社に2名の株主が必要であるため、多数の外資系独資会社は有限責任会社です。

このパッケージは輸出入貿易を経営できる有限責任会社を設立するための全ての手続きを含んでいます。その手続きには、会社設立登記書類の作成、営業許可証の登記、会社設立後の手続き(例えば、一般納税者資格認定及び対外貿易経営者届出登記)が含まれています。

本見積書は、一般商品の販売及び輸出入のみを事業範囲とする有限責任会社を設立することに適用されます。一部の特定の商品の販売、輸出入には特別な免許・許可又は行政審査認可が必要かもしれません。会社が経営する商品には特別な行政審査認可が必要である場合、当事務所は状況によって費用を別途請求します。

1. 設立サービスと費用

当事務所は北京において外資系独資貿易会社を設立する費用が 30,000 香港ドルです。具体的なサービスは以下の通りです。

順番	サービス項目	金額 (香港ドル)
1	北京外資系独資会社設立サービス	
2	会社設立の政府行政費用	
3	オンラインバンキング申請サービス	
4	対外貿易経営者届出登記手続きサービス	
5	一般納税者資格認定サービス	
6	税務登記情報確認サービス	
7	コピー代、印刷料金などの雑費(予算金額)	
	合計	30,000

備考:

1.1 上述の費用は税抜きの金額です。中国増値税発票が必要な場合、別途 5%の税金を請求します。

1.2 上表の順番 1 の北京外資系独資会社設立サービスは具体的に以下の通りです。

- (1) 会社設立登記書類の作成
- (2) 類似商号調査
- (3) 会社名称の予備審査
- (4) 営業許可証及び外資系投資企業設立届出の申請
- (5) 印鑑の作成
- (6) 人民元基本口座の申請
- (7) 外商直接投資登記
- (8) 外貨資本金口座の開設

1.3 上述のサービスには書類翻訳サービスが含まれていません。提供した書類を中国語に翻訳する必要がある場合、翻訳費用が別途請求となります。

1.4 上述の費用には書類の郵送料が含まれていません。当事務所は発生した郵送料の実費を請求します。

2. 必要な情報及び書類

2.1 会社名(商号)

会社名は、行政区画+商号+業界特徴+有限会社で構成されます。

例えば、北京〇〇貿易有限会社

〇〇貿易(北京)有限会社

商号調査のために、会社名を3つ以上ご提供ください。

2.2 登録資本金

会社の登録資本金額をご提供ください。

2.3 登録住所(事務所所在地)

会社登録住所の賃貸契約書及び住所証明書類の原本各1部をご提供ください。

2.4 株主の認証済み身分証明書類1部

株主の身分証明書類(例えば、設立証明書、有効な商業登記証明書、取締役の就任証明書、署名権者証明書など)は現地の会計士に公証された後、登録国の中国大使館・領事館へ提出して認証する必要があります。香港投資者の身分証明書類は中国委託公証人によって公認し、中國法律服務有限公司に認証される必要があります。

このパッケージには株主の身分証明書類の認証が含まれていません。必要な場合は、費用を別途請求します。

2.5 北京外資系独資会社の構造

(1) 取締役の個人情報

外資系独資会社の取締役となる者の身分証明書類の写し1部をご提供ください。取締役会を設置する場合は、最低3名の取締役会の構成員の身分証明書類の写し各1部をご提供ください。取締役会を設置しない場合は、1名の執行取締役を委任する必要があります。

(2) 法定代表者の個人情報

外資系独資会社の法定代表人となる者の身分証明書類の写し1部及び中国の電話番号をご提供ください。

(3) 監査役と(総)経理の個人情報

外資系独資会社の監査役及び(総)経理となる者の身分証明書類の写し各1部をご提供ください。

2.6 口座開設の銀行名称と住所

クライアント様は口座開設の銀行を自由に選べます。会社からの距離、サービス品質、業務効率、オンラインバンキングの理財機能があるかどうかなどの面によって決定することをお勧めします。多くのクライアント様が外資系銀行を利用しますが、外資系銀行は中国内資銀行と比べ、要求が高く、審査時間が長く、理財維持費用が高いなどの問題があるため、銀行と相談してから決定することをお勧めします。

また、銀行口座開設の際に、外資系独資会社の法定代表者の身分証明書類を提供する以外に、一部の銀行は法定代表者が自ら銀行に出向き署名することを要するため、事前準備を手配しなければならないことにご注意ください。

3. 設立所要時間

一般的に、北京において外資系独資会社を設立するには約5～6週間がかかります。具体的には下記の表をご参照してください。また、対外貿易経営者届出登記及び一般納税者資格認定の所要時間は約1週間です。従って、全ての手続きを完了するには約6～7週間がかかります。

順番	項目	所要時間 (営業日)
事前準備		
1	オフィスの賃借、賃貸契約書の締結、住所証明書類の取得	お客様による
2	株主の身分証明書類の認証	認証機関による
3	その他の書類の準備	お客様による
登記申請		
4	会社設立登記書類の作成	3
5	類似商号調査	1
6	会社名称の予備審査	2
7	営業許可証及び外資系投資企業設立届出の申請	5
8	印鑑の作成	1
9	人民元基本口座の開設	5
10	外商直接投資登記	7
11	外貨資本金口座の開設	3
合計		約5-6週間
その他の登記手続き		
12	対外貿易経営者届出登記	5
13	税務登記情報の確認	1
14	一般納税者資格認定	1

4. 登記書類一式(登録完了後得られる法的書類)

外資系独資会社の設立後、下記の法的書類をクライアント様に渡します。

- (1) 会社定款
- (2) 営業許可証の正副本
- (3) 外貨登記証憑
- (4) 会社印鑑(会社公印、法人代表印、財務印、契約印、税関印)
- (5) 銀行口座開設の書類、印鑑カードなど
- (6) 対外貿易経営者届出登記表
- (7) 税関届出登記の受領書
- (8) 電子口岸 IC カード

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat : +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

参考資料:

1. 「北京外資系独資人的資源サービス会社設立の手続きと費用」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/298.html>

2. 「北京外資系独資飲食会社設立の手続きと費用」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/299.html>

